明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁一〇）　一

〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一二四）　二

〔告　示〕
○皇居において新年一般参賀を行う件（宮内庁一一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五四）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務六〇三）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同六〇四）
○日本国に帰化を許可する件（同六〇五）
○保安林の指定をする件（農林水産二〇八五～二一〇〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一四五二、一四五三）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一四五四）
○航路標識に関する件（海上保安庁二四一～二四六）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一五四、一五五）
○道路に関する件（近畿地方整備局二四六）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（四国地方整備局一一七）
○道路に関する件（九州地方整備局一三八）

〔国会事項〕
内閣　総務省　法務省　外務省　農林水産省　海上保安庁　環境省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）

労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示三、四）
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、適格機関投資家、押収物還付、財団関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十二月八日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和四十年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の準用を受ける職員（裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改める。

（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「俸給の特別調整額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「俸給の特別調整額（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条（以下「規則第三条」という。）の規定が適用される」に、「裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条」を「規則第三条」に、「得た額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「得た額（規則第三条の規定が適用される」に改める。